

令和6年矢板市議会定例会

第401回定例会議

議 案 書

令和7年3月

矢 板 市

令和6年矢板市議会定例会第401回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和7年度矢板市一般会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 2 号 令和7年度矢板市介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 3 号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 4 号 令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 5 号 令和7年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業・・・・・・P 1
特別会計予算
- 議案第 6 号 令和7年度矢板市水道事業会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 7 号 令和7年度矢板市下水道事業会計予算・・・・・・・・・・P 1
- 議案第 8 号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第10号）・・・・・・・・・・P 2
- 議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整・・・・・・P 3
理に関する条例の制定について
- 議案第 10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例・・・・・・P 12
の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11号 矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条・・・・・・P 16
例の一部改正について
- 議案第 12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利・・・・・・P 19
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 13号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び・・・・・・P 25
矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て
- 議案第 14号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例・・・・・・P 40

の一部改正について

- 議案第15号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ．．．P 43
いて
- 議案第16号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について．．．P 46
- 議案第17号 矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正について．．．P102
- 議案第18号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を．．．P104
定める条例の一部改正について
- 議案第19号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運．．．P116
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について．．．P124
- 議案第21号 矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正．．．P126
について
- 議案第22号 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基．．．P128
準を定める条例の一部改正について
- 議案第23号 矢板市企業誘致条例の一部改正について．．．P134
- 議案第24号 矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置．．．P142
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第25号 矢板市水道法施行条例の一部改正について．．．P160
- 議案第26号 矢板市文化会館条例の廃止について．．．P169
- 議案第27号 副市長の選任同意について．．．P171

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
予算

議案第 6 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 8 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）

（以上別冊）

議案第9号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (矢板市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（指定管理者が市の公の施設の管理の業務に関して知り得た旧個人情報を電	附 則 (矢板市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（指定管理者が市の公の施設の管理の業務に関して知り得た旧個人情報を電

子計算機を用いて検索できるように体系的に構成した情報の集合物を含む。)又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報を含む。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 略

子計算機を用いて検索できるように体系的に構成した情報の集合物を含む。)又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報を含む。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 略

(矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年矢板市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手</p>

当) は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日

当) は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日

までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一

までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一

時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略	時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略
---	--

(矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の一部改正)

第4条 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年矢板市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第25条 第20条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第25条 第20条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

(矢板市消防団条例の一部改正)

第5条 矢板市消防団条例（昭和51年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格事項)	(欠格事項)

<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3)・(4) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第10号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢板市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市監査委員に関する条例(昭和39年矢板市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。

(矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年矢板市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(矢板市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 矢板市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年矢板市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>

第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第 1 1 号

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正
について

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例
を、別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和5年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与</p>

することを目的とする。

することを目的とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p>

(4) 情報提供ネットワークシステム
番号利用法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(5)・(6) 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2・3 略

4 前2項に定めるもののほか、市の機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、当該各号に定める情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

(1) 別表第1の40の項の事務 規則
で定めるところにより公表した特定個人情報

(2) 規則で定めるところにより公表した事務 住登外者（住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該

(4) 情報提供ネットワークシステム
番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(5)・(6) 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2・3 略

者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。)に登録されている者をいう。以下同じ。)に係る情報であって規則で定めるところにより公表したもの

5 第2項から第4項までの規定による特定個人情報が利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする

4 第2項_____の規定による特定個人情報が利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供

するときとする。

_____。
(1) 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市の機関が、市の他の機関に対し、別表第1の40の項の事務を処理するために必要な特定個人情報であって規則で定めるところにより公表したものの提供を求めた場合において、当該市の他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(3) 市の機関が、市の他の機関に対し、規則で定めるところにより公表した事務を処理するために必要な住登外者に係る情報であって規則で定めるところにより公表したものの提供を求めた場合において、当該市の他の機関が当該情報を提供するとき。

2 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	
39 教 育委員 会	略
40 市 長又は 教育委 員会	<u>住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で定 めるもの</u>

2 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	
39 教 育委員 会	略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の
育児休業等に関する条例の一部改正について

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び矢板市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例
第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児 短時間勤務職員等を除く。）につい て、週休日並びに始業及び終業の時刻 について、職員の申告を考慮して、第 1項の規定による週休日に加えて当該 職員の週休日を設け、及び当該職員の 勤務時間を割り振ることが公務の運営 に支障がないと認める場合には、同項 及び第2項の規定にかかわらず、市規</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児 短時間勤務職員等を除く。）につい て、週休日並びに始業及び終業の時刻 について、職員の申告を考慮して、第 1項の規定による週休日に加えて当該 職員の週休日を設け、及び当該職員の 勤務時間を割り振ることが公務の運営 に支障がないと認める場合には、同項 及び第2項の規定にかかわらず、市規</p>

則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項まで_____において同

則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項まで並びに別表第1及び別表第2において同

じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第15条第1項及び第18条の2第1項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。)の介護をする職員であって、市規則で定めるもの

(2) 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならな

じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号_____において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。)の介護をする職員であって、市規則で定めるもの

(2) 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 略

2 任命権者は、3歳に満たない子_____のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならな

ところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、市規則で定める。

ところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（病気休暇）

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする_____。

2 前項に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病

気休暇を使用した日その他の市規則で定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年矢板市条例第12号）第2条により派遣された職員の派遣先の機関の業務及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年矢板市条例第25号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条により派遣された職員の派遣先団体の業務を含む。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 矢板市職員安全衛生管理規程（昭和62年矢板市規程第1号）第25条第1項の規定により同規程別表第2に規定する勤務面の要軽業の健康

管理区分の決定又は同表に規定する勤務面の要軽業への健康管理区分の変更を受け、同条第2項の保護措置を受けた場合

- 3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上
の期間（当該期間における週休日等以外
の日の日数が少ない場合として市規則で定める場合にあっては、その日数を考慮して市規則で定める期間）の
特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の市規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のう

ち、部分休業等以外の勤務時間）の全
てを勤務した日の日数（第5項におい
て「実勤務日数」という。）が20日
に達する日までの間に、再度の特定病
気休暇を使用したときは、当該再度の
特定病気休暇の期間と直前の特定病気
休暇の期間は連続しているものとみな
す。

4 使用した特定病気休暇の期間が除外
日を除いて連続して90日に達した場
合において、90日に達した日後にお
いても引き続き負傷又は疾病（当該負
傷又は疾病の症状等が、当該使用した
特定病気休暇の期間の初日から当該負
傷をし、又は疾病にかかった日（以下
この項において「特定負傷等の日」と
いう。）の前日までの期間における特
定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状
等と明らかに異なるものに限る。以下
この項において「特定負傷等」とい
う。）のため療養する必要があり、勤
務しないことがやむを得ないと認めら
れるときは、第2項ただし書の規定に
かかわらず、当該90日に達した日の

翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

6 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しな

い日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、地方公務員法第22条の規定による条件付採用期間中の職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的任用をされている職員には適用しない。

8 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1時間を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

9 第12条第3項ただし書の規定は、病気休暇に準用する。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として市規則で定める場合における休暇とし、その期間

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第1で定める休暇とする

は、市規則で定める。

第18条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶

者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職

員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

_____。

第18条 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1及び別表第2を削る。

(矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第22条 略	第22条 略
2 <u>休暇等条例第14条の特別休暇のうち市規則で定めるもの</u> 又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による	2 <u>休暇等条例別表第1の13の項に掲げる原因に基づく特別休暇又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による</u>

時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第14号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>

る。

(1)～(4) 略

る。

(1)～(4) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当</p>

及び勤勉手当を除いたものとする。

(昇給の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前項の規定により職員（次項各号に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給

_____とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～10 略

(扶養手当)

第9条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

及び勤勉手当を除いたものとする。

(昇給の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前項の規定により職員（次項_____に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員

でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～10 略

(扶養手当)

第9条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族
_____ については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事

姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号
_____ に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

項は、市規則で定める。

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、市規則で定める。

第9条の3 前条第1項の市規則で定め
る地域に在勤する職員がその在勤する
地域を異にして異動した場合（職員が
当該異動の日の前日に在勤していた地
域に引き続き6箇月を超えて在勤して
いた場合その他当該場合との権衡上必
要があると認められる場合として市規
則で定める場合に限る。）において、
当該異動（以下この項において単に
「異動」という。）の直後に在勤する
地域に係る地域手当の支給割合（前条
第2項各号に定める割合をいう。以下
この項において「異動後の支給割合」
という。）が当該異動の日の前日に在
勤していた地域に係る地域手当の支給
割合（前条第2項各号に定める割合を
いい、市規則で定める場合には、当該
支給割合を超えない範囲内で市規則で
定める割合とする。以下この項におい
て「異動前の支給割合」という。）に
達しないこととなる時、又は当該異
動の直後に在勤する地域が前条第1項
の市規則で定める地域に該当しないこ

ととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（前条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支

給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2. 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条例第10号）の適用を受ける職員、単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年矢板市条例第1号）の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公

務員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年矢板市条例第25号）第11条第1号に規定する退職派遣者であつた者が、引き続き行政職給料表の適用を受ける職員となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条 削除

第10条 新たに職員となつた者に扶養

親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けていた職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であ

るときは、その日の属する月の前月）
をもつて終る。ただし、扶養手当の支
給の開始については、同項の規定によ
る届出が、これに係る事実の生じた日
から15日を経過した後にされたとき
は、その届出を受理した日の属する月
の翌月（その日が月の初日であるとき
は、その日の属する月）から行うもの
とする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに
掲げる事実が生じた場合においては、
その事実が生じた日の属する月の翌月
（その日が月の初日であるときは、そ
の日の属する月）からその支給額を改
定する。前項ただし書の規定は、第1
号に掲げる事実が生じた場合における
扶養手当の支給額の改定について準用
する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に
第1項第1号に掲げる事実が生じた
場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養
親族で第1項の規定による届出に係
るものの一部が扶養親族たる要件を

(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 略

欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条_____において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に

相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離

等の事情を考慮して市規則で定める
区分に応じ、前2号に定める額_____

_____, 第1号に定める額
又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。） _____

等の事情を考慮して市規則で定める
区分に応じ、前2号に定める額（1
箇月当たりの運賃等相当額及び前号
に定める額の合計額が55,000
円を超えるときは、当該職員の通勤
手当に係る支給単位期間のうち最も
長い支給単位期間につき、55,0
00円に当該支給単位期間の月数を
乗じて得た額）、第1号に定める額
又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号 _____
_____において「新幹線鉄道等」という。） _____

を利用し、その利用に係る特別料金等
(その利用に係る運賃等の額から運賃
等相当額の算出の基礎となる運賃等に
相当する額を減じた額をいう。第1号
において同じ。)を負担することを常
例とするものの通勤手当の額は、前項
の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る通勤手当の区分に応じ、当該各号に
定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料
金等に係る通勤手当 支給単位期間
につき、市規則で定めるところによ
り算出した当該職員の支給単位期間
の通勤に要する特別料金等の額____
_____に相当する額(第5項におい
て「特別料金等相当額」という。)

準に照らして通勤事情の改善に相当程
度資するものであると認められるもの
を利用し、その利用に係る特別料金等
(その利用に係る運賃等の額から運賃
等相当額の算出の基礎となる運賃等に
相当する額を減じた額をいう。第1号
において同じ。)を負担することを常
例とするものの通勤手当の額は、前項
の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る通勤手当の区分に応じ、当該各号に
定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等_____
_____に係る通勤手当 支給単位期間
につき、市規則で定めるところによ
り算出した当該職員の支給単位期間
の通勤に要する特別料金等の額の2
分の1に相当する額。ただし、当該
額を支給単位期間の月数で除して得
た額(以下この号において「1箇月
当たりの特別料金等2分の1相当
額」という。)が20,000円を
超えるときは、支給単位期間につ
き、20,000円に支給単位期間
の月数を乗じて得た額(当該職員が

の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

(単身赴任手当)

第10条の4 略

2 略

3 新たに行政職給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定め

の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 略

(単身赴任手当)

第10条の4 略

2 略

3 _____

の月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもつて定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 略

（管理職員特別勤務手当）

第18条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時 _____ から翌日の午前5時までの間 _____（週休日等に含まれる時間を除く。）

の月額 _____ 及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもつて定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 略

（管理職員特別勤務手当）

第18条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時 _____ から _____ 午前5時までの間 _____

であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額 _____

(2) 略

4 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の125（行政職給料表

であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の127.5（行政職給料表

の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に $\frac{100}{105}$ （特定幹部職員にあつては、 $\frac{100}{125}$ ）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{50}$ （特定幹部職員にあつては、 $\frac{100}{60}$ ）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額 _____ を加算した額に $\frac{100}{107.5}$ （特定幹部職員にあつては、 $\frac{100}{127.5}$ ）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{51.25}$ （特定幹部職員にあつては、 $\frac{100}{61.25}$ ）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 _____ とする。

4・5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第20条の2 第4条第3項から第9項
まで及び第9条

の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第20条の3 管理職手当、扶養手当、

地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

(休職者の給与)

第21条 略

2 略

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項

第20条の2 第4条第3項から第9項
まで及び第9条から第10条の2まで

の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第20条の3 管理職手当、扶養手当

、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

(休職者の給与)

第21条 略

2 略

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項

第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が地方公務員法第27条第2項に基づく条例で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中条例の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6～8 略

第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が地方公務員法第27条第2項に基づく条例で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中条例の定めるところに従い、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6～8 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 の号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600

	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
定年	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
前再	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
任用								

短時間勤務職員以外の職員	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			
	89	256,900	298,000	347,000			

90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				

	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第8条 略	第8条 略
2・3 略	2・3 略
	4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則で定めるところ</u>

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定_____

_____は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 矢板市職員の給与に関する条例(昭和30年矢板市条例第50号。次項及び次条において「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第7条から第9条まで及び第10条の2_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年矢板

により、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び

前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第10条 矢板市職員の給与に関する条例(昭和30年矢板市条例第50号。次項及び次条において「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第7条から_____第10条の2まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項_____の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年矢板

<p>市条例第5号) 第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。) 」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>市条例第5号) 第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。) 」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と_____する。</p>
<p>第11条 略</p> <p>2 給与条例第9条、第10条の2____及び第10条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 給与条例第9条から第10条の2まで及び第10条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 略</p>

(矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年矢板市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次
 に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(5) 略

 (地域手当)

第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給す

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当 、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(扶養手当)

第5条 略

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

る。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる管理者が定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 略
- (2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第6条の2 略

(住居手当)

第5条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 略
- (2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第6条の2 略

日（以下「週休日等」という。）に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条 第5条_____及び第6条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第4条の規定

時間を割り振らない日をいう。）又は休日等において勤務する場合に_____支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条 第5条、第5条の2及び第6条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第4条の規定

により採用された短時間勤務職員には適用しない。

により採用された短時間勤務職員には適用しない。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年矢板市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)であって、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、<u>扶養手当、地域手当</u>、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそ</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)であって、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそ</p>

<p>れぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員である派遣職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>れぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員である派遣職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>
---	--

(矢板市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 矢板市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年矢板市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及び<u>これに対する地域手当の合計額</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料_____ (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲</p>

<p>げる職員については、報酬の額（矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第13条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>げる職員については、報酬の額（矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第13条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料_____の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>
---	--

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第6条 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の減額）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料（給料の調整額を含む。）及</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料、_____</p>

<u>び管理職手当の月額並びにこれらに対</u> <u>する地域手当の月額並びに特殊勤務手</u> 当（手当の額が月額をもって定められ ているものに限る。）の月額の合計額 に12を乗じ、その額を1週間当たり の勤務時間に52を乗じたもので除し て得た額を減額して支給する。	<u>管理職手当及び</u> <u>特殊勤務手</u> 当（手当の額が月額をもって定められ ているものに限る。）の月額の合計額 に12を乗じ、その額を1週間当たり の勤務時間に52を乗じたもので除し て得た額を減額して支給する。
--	--

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第7条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年矢板市条例第3号）の一
 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
 すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額）	（給与の減額）
第3条 職員が高齢者部分休業の承認を 受けて勤務しない場合には、矢板市職 員の給与に関する条例（昭和30年矢 板市条例第50号）第12条の規定に かかわらず、その勤務しない1時間 につき、給料 <u>（給料の調整額を含む。）</u> <u>及び管理職手当の月額並びにこれらに</u> <u>対する地域手当の月額並びに特殊勤務</u> 手当（手当の額が月額をもって定めら	第3条 職員が高齢者部分休業の承認を 受けて勤務しない場合には、矢板市職 員の給与に関する条例（昭和30年矢 板市条例第50号）第12条の規定に かかわらず、その勤務しない1時間 につき、給料、 <u>管理職手当及び</u> <u>特殊勤務</u> 手当（手当の額が月額をもって定めら

<p>れているものに限る。)の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</p>	<p>れているものに限る。)の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</p>
--	--

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年矢板市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第6条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、市規則の定めるところに</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第6条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、市規則の定めるところに</p>

より、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 略

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

より、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 略

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和54年矢板市条例

第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p><u>第4条の2</u> <u>地域手当は、当該地域にお</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第4条 略</p>

<p><u>ける民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第4条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>
--	---

(矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

第7条 略

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

第7条 略

(パートタイム会計年度任用職員の期

未手当)

第29条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

未手当)

第29条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日_____）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤
勉手当)

第29条の2 給与条例第20条の規定

は、任期の定めが6月以上のパート
タイム会計年度任用職員(1週間当
たりの勤務時間が著しく少ないもの
として市規則で定めるものを除く。
次項において同じ。)について準用
する。この場合において、同条第3
項中「それぞれその基準日現在にお
いて職員が受けるべき給料の月額
及びこれに対する地域手当の月額
の合計額」とあるのは、

「それぞれその基準日(退職し、又
は死亡した職員にあつては、退職し
、又は死亡した日)以前6月以内の
パートタイム会計年度任用職員とし
ての在職期間における報酬(フル
タイム会計年度任用職員との均衡を
考慮して市規則で定める額を除く。
)の1月当たりの平均額」と読み替
えるものとする。

2 略

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤
勉手当)

第29条の2 給与条例第20条の規定

は、任期の定めが6月以上のパート
タイム会計年度任用職員(1週間当
たりの勤務時間が著しく少ないもの
として市規則で定めるものを除く。
次項において同じ。)について準用
する。この場合において、同条第3
項中「それぞれその基準日現在にお
いて職員が受けるべき給料の月額
_____」とあるのは、

「それぞれその基準日(退職し、又
は死亡した職員にあつては、退職し
、又は死亡した日)以前6月以内の
パートタイム会計年度任用職員とし
ての在職期間における報酬(フル
タイム会計年度任用職員との均衡を
考慮して市規則で定める額を除く。
)の1月当たりの平均額」と読み替
えるものとする。

2 略

別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
略			略		
3級	1号給から <u>109</u> 号給まで	略	3級	1号給から <u>113</u> 号給まで	略

（矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第11条 矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年矢板市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
第3条 略	第3条 略
2～6 略	2～6 略
7 <u>矢板市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第9条</u> の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	7 <u>新給与条例</u> 第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第9条から第10条の2まで の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
8 略	8 略

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条中矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第5条の3第2号の改正規

定は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において矢板市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられているものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第9条の規定の適用につい

ては、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をし
と、同条第3項中
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

「13,000円」とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは
「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 改正後の給与条例第10条の3第4項及び第10条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(市規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ</p>	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ</p>

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 2 0 条 の 2	第 4 条第 3 項 から第 9 項ま で及び第 9 条	第 9 条、 <u>第 1 0 条</u> <u>の 2 及び</u> <u>第 1 0 条</u> <u>の 4</u>
	略	

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 2 0 条 の 2	第 4 条第 3 項 から第 9 項ま で及び第 9 条	第 9 条__ _____ _____ _____ _____
	略	

附則別表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1

15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27

44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	

73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第17号

矢板市職員の旅費に関する条例の一部改正について

矢板市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

矢板市職員の旅費に関する条例（昭和38年矢板市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条の2 外国旅行の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例によるものとし、その支給基準については、市長が定める。	第3条の2 外国旅行の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例によるものとし、その支給基準については、市長が定める。 <u>ただし、同法第6条第12項に規定する支度料は、支給しない。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
矢板市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平</p>

成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児

成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う

こと。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児

(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容

(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと_____ができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役

は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」と

割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」と

いう。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6・7 略

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機

いう。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4・5 略

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機

能を有する設備を備えなければならない。
い。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

能を有する設備を備えなければならない。
い。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25
人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25
人につき1人

3 略

(職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30
人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30
人につき1人

3 略

(職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める数の合計
数以上とする。ただし、保育所型事業
所内保育事業所一につき2人を下回る
ことはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6
条の3第12項第2号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号にお
いて同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25
人につき1人

3 略

(職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とし、その
うち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6
条の3第12項第2号の規定に基づ

分に応じ、当該各号に定める数の合計
数以上とする。ただし、保育所型事業
所内保育事業所一につき2人を下回る
ことはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6
条の3第12項第2号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号にお
いて同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30
人につき1人

3 略

(職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に1を加えた数以上とし、その
うち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6
条の3第12項第2号の規定に基づ

き受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者は除く。）

は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

き受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者は除く。）

は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第16条の改正規定並びに附則第3条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条、第31条、第45条及び第48条の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条、第31条、第45条及び第48条の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第19号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。</p>

第42条第3項 _____ において同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限り

第42条第3項第1号において同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限り

でない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保

でない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保

育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事

育を提供すること。

業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす _____ ときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者によ

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次 _____ に掲げる要件の全てを満たすと認める ときは、前項第2号 _____ の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連

る代替保育連携協力者の確保の促進
のために必要な措置を講じてもなお
当該代替保育連携協力者の確保が著
しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者と
は、第1項第2号に掲げる事項に係る
連携協力を行う者であって、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者 が特定
地域型保育事業を行う場所又は事業
所（次号において「事業実施場所」
という。）以外の場所又は事業所に
おいて代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6～11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

携協力を行う者の本来の業務の遂行
に支障が生じないようにするための
措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保
育事業者は、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る者を第1項第2号に掲げる事項に係
る連携協力を行う者として適切に確保
しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定
地域型保育事業を行う場所又は事業
所（次号において「事業実施場所」
という。）以外の場所又は事業所に
おいて代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型若しくは小規模
保育事業B型又は事業所内保育事業
を行う者（次号において「小規模保
育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4～9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

矢板市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

矢板市子ども・子育て会議条例（平成25年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務) 第7条 子ども・子育て会議の事務は、 <u>こども課</u> において処理する。	(事務) 第7条 子ども・子育て会議の事務は、 <u>子ども課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のよ
うに定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例

矢板市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例（平成12年矢板市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の支給制限)</p> <p>第6条 市長は、ねたきり老人等が次の各号の一に該当するときは、手当の支給を停止する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(手当の支給制限)</p> <p>第6条 市長は、ねたきり老人等が次の各号の一に該当するときは、手当の支給を停止する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養型医療施設に入所したとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、矢板市地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のう</u></p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 略</p>

ち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下「協議会」という。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に定める員数の当該各号に掲げる常勤の職員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同項の職員及びその員数の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地

包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(運営)

第4条 地域包括支援センターは、協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立

包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(運営)

第4条 地域包括支援センターは、矢板市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立

な運営を確保するものとする。

な運営を確保するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

矢板市企業誘致条例の一部改正について

矢板市企業誘致条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市企業誘致条例の一部を改正する条例

矢板市企業誘致条例（平成15年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>本社機能移転</u> <u>本社移転</u>（市外に本店登記をしている事業者が市内に本店登記とともに本社を設置することをいう。）又は栃木県知事から<u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項に規定する</u><u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画に基づき、市内に地域再生法</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

第5条第4項第5号に規定する特定
業務施設を設置することをいう。

(10) ベンチャー企業 創業10年以内
の事業者であつて、市長が規則で定
めるものをいう。

(11) 業務継続計画 企業において、自
然災害、感染症その他事業の中断を
もたらす不測の事態において、事業
を継続し、及び速やかに復旧するた
めの方針、体制及び手順を示した計
画をいう。

(奨励金)

第3条 市長は、事業者に対し、次の各
号に掲げる奨励金を交付することがで
きる。

(1)～(7) 略

(8) 本社機能移転奨励金

(9) ベンチャー企業立地奨励金

2 略

(指定)

第4条 略

2 略

(奨励金)

第3条 市長は、事業者に対し、次の各
号に掲げる奨励金を交付することがで
きる。

(1)～(7) 略

2 略

(指定)

第4条 略

2 略

3 市長は、前項の規定による申請を受
理したときは、これを審査し、適当と
認める場合は、指定するものとする。
この場合において、対象施設が、企業
立地奨励金及び本社機能移転奨励金の
いずれにも該当するときは、その一方
のみを指定するものとし、重複して指
定することはできない。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により指定
を取り消した場合において、第3条第
1項各号のいずれかに規定する奨励金
が既に交付されているときは、期限を
定めてその全部又は一部の返還を命ず
ることができる。

別表（第3条関係）

奨励金 の区分	交付要件	交付額
企業立 地奨励 金	<u>対象施設（本 社機能移転を 行う企業及び</u>	対象施設（増 設の場合にあ っては、増設

3 市長は、前項の規定による申請を受
理したときは、これを審査し、適当と
認める場合は、指定するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により指定
を取り消した場合において、第3条第
1項各号に規定する奨励金
が既に交付されているときは、期限を
定めてその全部又は一部の返還を命ず
ることができる。

別表（第3条関係）

奨励金 の区分	交付要件	交付額
企業立 地奨励 金	対象施設_____	対象施設（増 設の場合にあ っては、増設

	<p>ベンチャー企業を含む。以下この表において同じ。) の新設又は増設に対する投下固定資産額が <u>5,000</u> 万円を超える場合</p>	<p>した部分に係るものに限る。) の操業を開始した日以後、対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産に固定資産税(増設の場合にあつては、増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。) が最初に課される年度から起算して <u>5年間</u> の各年度の固定資産税に相当する金額とする。</p>		<p>_____ の新設又は増設に対する投下固定資産額が <u>1億円</u> _____ を超える場合</p>	<p>した部分に係るものに限る。) の操業を開始した日以後、対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産に固定資産税(増設の場合にあつては、増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。) が最初に課される年度から起算して <u>3年間</u> の各年度の固定資産税に相当する金額とする。</p>
--	---	---	--	--	---

	<u>新規雇用者を採用すること。</u>	<u>固定資産に固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額。この場合において、当該本機能移転が法人の事業継続計画に基づくものであると市長が認めたときは、3年間を5年間に延長する。</u>
<u>ベンチャー企業立地奨励金</u>	<u>市内に本店を有しないベンチャー企業が市内に本店を設置し、事務</u>	<u>100万円</u>

	所又は事業所 を新設するこ と。		
--	------------------------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の矢板市企業誘致条例の規定によりなされた指定の申請及び奨励金の交付については、なお従前の例による。

議案第24号

矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部改正について

矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

矢板市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年矢板市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）<u>第13条第1項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>おける用語の意義</u>は、法において使用する用語の例によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）<u>第13条第1項に規定する移動等円滑化</u> <u>のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>おいて使用する用語</u>は、法において使用する用語の例によ</p>

る。

(園路及び広場)

第3条 略

(1) 略

ア～ウ 略

エ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設するときは、この限りでない。

(2) 略

ア 幅は、180センチメートル以

る。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 略

(1) 略

ア～ウ 略

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 略

ア 幅は、180センチメートル以

上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、車椅子が転回することができる場所を50メートル以内ごとに設けるときは、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ～オ 略

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～カ 略

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併

上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ～カ 略

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～カ 略

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併

設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けるときは、この限りでない

_____。

(5) 略

ア～エ 略

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ・キ 略

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の

設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 略

ア～エ 略

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ・キ 略

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の

転落を防止するための設備が設けられていること。

- (7) 次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支

転落を防止するための設備が設けられていること。

- (7) 次条から第10条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 略

- (1) 略

ア 略

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ 略

- (7) 略

(4) 自動的に開閉する構造又は車

(休憩所及び管理事務所)

第5条 略

- (1) 略

ア 略

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 略

- (7) 略

(4) 高齢者、障害者等が容易に開

椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(2)・(3) 略

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項から第6項までの基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上__」とあるのは、「管理事務所__」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に

閉して通過できる構造のものであること。

(2)・(3) 略

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条第2項、第8条及び第9条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

適合するものであること。

(2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

オ 路面は、滑りにくい仕上げがな

されたものであること。

カ 高齢者、障害者等が転落するお
それのある場所には、柵、視覚障
害者誘導用ブロックその他の高齢
者、障害者等の転落を防止するた
めの設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200
以下の場合には当該収容定員に50分
の1を乗じて得た数以上、当該野外
劇場の収容定員が200を超える場
合は当該収容定員に100分の1を
乗じて得た数に2を加えた数以上の
車椅子使用者が円滑に利用すること
ができる観覧スペース（以下「車椅
子使用者用観覧スペース」とい
う。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又
は主として高齢者、障害者等が利用
する便所を設ける場合には、そのう
ち1以上は、第8条第2項から第6
項までの基準に適合するものである
こと。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次
に掲げる基準に適合するものでなけれ

ばならない。

- (1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗

(駐車場)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、_____全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗

じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場である場合については、この限りでない。

2 略

（便所）

第8条 略

- (1) 略
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること
_____。

- (3) 略

2 略

- 3 前項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するもので

じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場_____については、この限りでない。

2 略

（便所）

第7条 略

- (1) 略
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

- (3) 略

2 略

なければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(1) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適し

た広さが確保されていること。

4 第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

5 第3項第1号ア、同号エ及び同項第2号の規定は、前項の便房について準用する。

6 第3項第1号（ウを除く。）、同項第2号及び第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号の便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものと

する。

第8条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(1) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第9条 前条第1項第1号アからウまで

及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第7条第2項第2号の便所について準用する。
この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場 及び手洗場)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第11条 略

2 略

(水飲み場及び手洗い場)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲み場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗い場について準用する。

(掲示板及び標識)

第10条 略

2 略

3 第3条から前条まで及び前2項の規定により設けられた特定公園施設の配

置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第11条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

第12条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第25号

矢板市水道法施行条例の一部改正について

矢板市水道法施行条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市水道法施行条例の一部を改正する条例

矢板市水道法施行条例（平成24年矢板市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術</u></p>

(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程_____にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程_____を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程_____にあつては、修了した後_____）、5年以上_____水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校_____において土木科又は_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工

学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程

を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第

学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目

を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 矢板市水道事業において、5年以上水道工事に関する技術上の実務に

2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____
__工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程 _____ 又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程 _____ にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程 _____ にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程 _____ 並びにこれらに相当する課程 _____ 以外

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目 _____ 又はこれらに相当する学科目 _____ を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程 _____ にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程 _____ にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目 _____ 並びにこれらに相当する学科目 _____ 以外

(6) 略

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り、）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

矢板市文化会館条例の廃止について

矢板市文化会館条例を廃止する条例を、別紙のように定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市文化会館条例を廃止する条例

矢板市文化会館条例（昭和56年矢板市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第27号

副市長の選任同意について

本市副市長として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 印 南 洋 之

生年月日 [REDACTED]